

1. 大企業

改正概要 【適用期間：3年間（平成32年度末まで）】

	所得拡大促進税制 (大企業)	今回の措置
要件	一定以上の賃上げを達成 ①給与等支給額の総額：H24年度から一定以上増加 ②給与等支給額の総額 \geq 前事業年度 ③賃上げ率 2%以上	一定以上の賃上げと国内設備投資を達成 ①賃上げ率 3%以上 ②国内設備投資 \geq 減価償却費の9割 ※人的投資に積極的な企業（教育訓練費を一定以上増加させた企業）に対する支援を強化
税額控除	給与等支給額の H24年度からの増加額の 10% （法人税額の 10% を上限）	給与等支給額の 前年度からの増加額の 15%※ （ 法人税額の 20% を上限） ※人的投資に積極的な企業は 20% （ 法人税額の 20% を上限）

2. 中小企業

